

## 温泉場の景観づくりのポイント

昨年度の官民連携事業の勉強会では参加者の方々と温泉場エリアの景観のあり方について勉強しました。ここでは、温泉場エリアの風情ある景観づくりのポイントについて紹介します。

温泉場エリアの景観資源の柱は、細長い谷筋の地形や川・緑・温泉等の自然の恵みと、旅館、商店等で栄えた温泉街の路地空間などに残るまちなみの文化です。このような自然や歴史的な路地空間が残された地域では、これらの景観資源と「調和し」、かつ、景観資源を「引き立てる」アプローチが大切です。

住民や事業者のみなさまが日々行う軒先の掃除や植栽の手入れ、看板の付け替え、建物のメンテナンス、建物の改修などの様々な行為は、全て「まちの景観をつくる行為」です。本冊子を通して湯河原温泉の地域資源・景観資源へのご理解を深めていただき、これらの資源を守り活かす景観づくりにご協力ください。

### 1 建物の高さ



**ポイント** 低層(1~3階)とし、山の端の美しさが映える街なみをつくる。

温泉場エリアの風景の最大の魅力は、藤木川や千歳川の流れ、これを取り囲む山々の美しい緑、その谷筋や山の斜面に見え隠れする人家の佇まいにあります。特に、空を背景とした山の端は、温泉場全体の印象を決定付ける貴重な景観資産です。温泉場を歩く人々の目線でこの風景の魅力を感じとることができるように、建物の高さは1~3階程度の低層を中心とし、4階以上の部分については、できるだけ通りから見え難いように後退させるなどの工夫をしましょう。

**景観計画** [温泉場地区、宮上商業地区] 建築物の地上に接する最下部の部分(地盤面)からの階数は、5階以下。

### 2 建物の構造



**ポイント** 木造を守り、活かす。

夏に高温多湿の日本の気候の下では、従来から、大きい開口部を確保でき調湿効果や通気性にすぐれた木造が用いられてきました。木造の木のぬくもりや木材の質感は、老舗旅館の温泉情緒を形作ってきた最大の要因でもあります。現在の温泉場エリア内の建物も、最も多い構造は木造です。

昔は建築工法や材料の選択の自由はなく、日本の所謂「古き良き街なみ」はこの頃の木造の家並みが中心です。統一的な景観は工法等の制約ゆえに形成された側面もありますが、実は江戸時代にも建物の高さ制限や瓦・土壁などの建築資材のルールが存在しました。その後、大正~昭和初期にかけて徐々に鉄骨造や鉄筋コンクリート造が増え、外壁等の建築資材も多様化し、日本の街の景観は大きく変貌することになります。これら3つの構造はそれぞれに長所・短所がありますが、最も軽い木造は湯脈保護の観点からも温泉地に適した構造であり、かつ、緑豊かな温泉場エリアの風景に溶け込むように調和する構造といえます。

### 3 屋根



**ポイント** 落ち着いた色彩の緩やかな傾斜屋根で、温泉場ならではの風景を引き立てる。

建物の高さと同様に、屋根の形と色は温泉場エリアを取り囲む自然の風景との調和や景観の改善の観点から極めて重要な役割を担っています。日本の伝統的な建築は、そのほとんどが傾斜屋根であり、茅葺・藁葺きなどの一部の急勾配屋根を除き、3寸から5寸程度の緩やかな勾配となっています。雨の多い気候風土に適し、周囲の山や樹木の形との相性にも優れています。

**景観計画** [温泉場地区] 屋根部分の形態:原則として傾斜屋根。建物の構造上傾斜屋根が適当でない場合は、屋根部分の綠化に努める。屋根の色彩:色相R, YR, Y→明度5以下、彩度4以下、その他の色相→明度5以下、彩度0.5以下。  
[宮上商業地区] (次ページの「4 外壁、建具等」の景観計画の※1を参照)

## 4 外壁、建具等



**ポイント** 「自然素材+落ち着いた色彩+開口部の多いシンプルなデザイン」を基本とする。

建物の外壁、建具等の形態、素材及び色彩は、建物の印象を特徴付ける役割を担うとともに、街なみ景観の質を大きく左右する存在です。温泉場エリアにおける素材の規範は、板ばり、塗り壁、木製建具などの自然素材を用いること、色彩の規範は、彩度の高い色を避け、落ち着いた色を選ぶことがポイントです。

一方で、形態は個々の物件ごとに無数の選択肢と評価があります。重要なことは、周囲の家並みとの調和に配慮しながら開口部（窓等）の多いシンプルなデザインを心がけることにより、周囲の建物と共に一つの塊の景観としての個性を高めていくことです。

現在の温泉場エリアは、形態、素材、色彩の全ての要素において異なる建物が多いため、全体として雑然とした家並みが続く印象をつくり出しています。建物の壁面全面の修景が難しい場合は、まずは歩行者の目線に最も近い正面一階の外壁・建具の素材や色彩から改善すると効果的です。

なお、外壁・建具の取り扱いについては、特に次の点に注意が必要です。

- ・「木目調」や「レンガ調」などの自然素材を模したサイディング壁は、人工的で安っぽい印象を与える場合が多いため控える。
- ・室外機などの建築設備は、木製格子等で目隠しするなど目立たないよう工夫をする。
- ・木材に塗装する場合は、素地を生かしたクリア系の塗装を選ぶ。

**景観計画**

[温泉場地区] 建物の外壁は、際だった色彩を避け、自然素材を活かした「和風」のデザインに配慮する。建築物の外壁及び工作物の色彩：色相R, YR, Y→明度8以下、彩度4以下、色相GY, G, BG, B, PB, P, RP→明度8以下、彩度0.5以下。

都市計画道路3.6.1号に接する敷地の建築物は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線の距離を1m以上確保するよう努めなければならない。湯元通りに接する敷地の建築物は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線の距離を0.5m以上確保するよう努めなければならない。

[宮上商業地区] 建築物や工作物の外観の基調色：建築物の色として見慣れた色相(R, YR, Y,N)を基本とし、色相R, YR→彩度6以下、色相Y→彩度4以下、その他の色相→彩度2以下（※1）

## 5 外構



**ポイント** 自然素材の塀・柵等を積極的に活用する。青空駐車場や物置の目隠しにも活用する。

外構とは建物の外にある構造物で、門、塀、柵、アプローチ、駐車スペース、物置などを指します。湯河原温泉の街なみの歴史を振り返ると、旅館を中心に、石門や石垣、板塀、漆喰塀、竹垣などの塀が多く見られます。これらの塀で囲まれた路地空間は、湯河原の街なみの文化の一翼を担ってきました。塀や壁は街の景色の構成要素の重要な一部であり、塀等のデザインや素材を周囲と合わせることで、街なみが整い、街の個性づくりに繋がります。

近年の温泉場エリアには青空駐車場が増えていますが、駐車場や物置などにも自然素材の塀や柵を設えることで、通りの景観向上に大きく貢献することができます。

なお、自動販売機の新設はできるだけ控え、既存の自販機はこげ茶等の落ち着いた色とし光量を抑えるなど、周囲の景観との調和に配慮しましょう。

**景観計画**

[温泉場地区] 道路に面して塀を設ける場合は、防災・防犯に配慮し、見透かすことのできない素材（石塀、ブロック等）の場合、その高さを1.0m以下とする（生け垣、板塀、金網フェンス等についてはこの限りではない）。ブロック等の無機質な素材の場合は、塗装、穴空きブロックの活用等によってデザインに配慮する。



湯河原町内において建築物・工作物の新築、増改築、移転、修繕、模様替え、色彩の変更等を行う場合は、その内容や規模に応じて事前相談・協議と届出等の提出を行い、景観法に基づく景観計画の基準等を遵守していただく必要があります。詳しくは、お早めに下記の役場窓口へご相談ください。

## 6 緑



**ポイント** 湯河原の緑を身近な緑として取り入れ、潤いのある街なみをつくる。

塀や青空駐車場の目隠しなどにも緑を活用する。

湯河原温泉は、川と山々に囲まれた水と緑の豊かな保養地です。今後、玄関周りの植栽など、身近な緑も増やしていくことで、全体として潤いのある景観を育てていくことができます。昔の絵図には、藤木川沿いに桜並木や松林が描かれています。現在の藤木川の河原や周囲の山には美しい野生の草花や樹木が見られ、美しく手入れされた老舗旅館の植栽は来訪者を優しく包み込みます。これらの緑を通して、この地に適した植物の種類や管理方法、見せ方などを学ぶことができます。現在のエリアの街なみは、異なる形態・色彩の建物が並び調和感に欠けるところもありますが、緑はこのような街なみを改善する手法としても効果的です。地域・地区ごとで植栽の種類などを合わせることができれば、街の個性をつくることもできます。また、増加傾向にある青空駐車場も、一部に植木や植栽帯を整備したり、目隠しとしての生け垣を設置することで、殺風景な風景の改善を図ることができます。

なお、管理せずに放置した植栽は、かえって通りの景観を損ねる要因となるため、年間を通して適切に管理できる緑を選択することが重要です。また、鉢やプランターを設置する場合は、プラスチック、擬石、擬木などの人工的な素材を避け、素焼きの鉢や木製プランター等の自然素材のものにするか、シンプルなデザインのものを選びましょう。

## 7 屋外広告物（看板類）



**ポイント** 落ち着いた色 × シンプルなデザイン × (規模が)控えめな広告物は、サービスや商品の質の高さを発信する。

看板、はり紙、暖簾、のぼり旗、提灯などの「屋外広告物」は、宿泊施設や店舗の名称、営業内容、アクセス方法等を表示するなど事業者の経営・管理上重要な役割を担うとともに、まちの景観にも大きな影響を及ぼします。魅力的な街なみづくりに貢献する看板類を掲出するため、以下のポイントに配慮しましょう。

- ・必要最小限の数と大きさにとどめる。
- ・彩度の低い落ち着いた色彩を選ぶ。
- ・木材、石、染め布、鉄、陶器などの自然素材を活用する。

また、上記のポイントに配慮しながら地域で素材や意匠を揃えることで、街なみのアクセントをつくり、景観向上につなげている地域もあります。

なお、下記の広告物は、景観を阻害する要因となるため、取り替えるか、撤去しましょう。

- ・彩度の高い派手な色を地色に使用している広告物
- ・規模の大きい広告物
- ・ネオン・動光・点滅する電飾看板
- ・建物の屋上広告物
- ・使用目的が終了したにもかかわらず放置されている広告物
- ・老朽化して汚らしい/破損している広告物

### 神奈川県屋外広告物条例

温泉場エリアの大部分は、県条例に基づく「商業系許可地域」、万葉公園と万葉公園の北側の地域の一部は「自然系許可地域」に指定されている。

#### ○適用除外

合計表示面積10m<sup>2</sup>以下(商業系許可地域及び自然系許可地域において許可手続き不要の自家用広告物(氏名、店舗名、営業内容等を敷地内に表示)は、表示面積の合計が10m<sup>2</sup>以下の広告物)

#### ○自然系許可地域

合計表示面積27m<sup>2</sup>以内、壁面広告物の合計表示面積20m<sup>2</sup>以内(一壁面5m<sup>2</sup>以内)、屋上広告物禁止、ネオン・動光・点滅照明禁止ほか

#### ○商業系許可地域

壁面広告物の合計表示面積120m<sup>2</sup>以内(一壁面30m<sup>2</sup>以内)、屋上広告物70m<sup>2</sup>以内ほか

※詳しくは、神奈川県屋外広告物条例の担当部局までご相談ください。